

北九州市地域包括支援センター運営規程

(目的)

第1条 この規程は、北九州市が設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、センターの職員が、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める要支援の状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターが行う事業の運営の方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- (4) 地域の保健、医療及び福祉サービス機関や住民の自発的な活動による地域の取組み等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (5) 上記のほか、「北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年北九州市条例第51号）に定める内容を遵守するものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称、所在地及び事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) センターの名称 《各地域包括支援センター名》
- (2) センターの所在地 《各センター所在地》
- (3) センターの実施地域 《各センター実施地域》

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 保健師（管理者） 1名以上（常勤、うち管理者1名）
- (2) 社会福祉士 1名以上（常勤）
- (3) 主任介護支援専門員 1名以上（常勤）
- (4) 介護支援専門員 1名以上（常勤）

2 前条の職員は、指定介護予防支援の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容等)

第6条 指定介護予防支援の利用者に対する提供方法及び内容等については、指定予防支援等の事業及び人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第29条から第31条までの規定による

ものとする。

(業務の委託)

第7条 センターは、指定介護予防支援を行うにあたって、その一部の業務を居宅支援事業者に委託することができる。

(利用料等)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、北九州市とする。

(事故発生時の対応)

第10条 センターの職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに管理者に報告し、北九州市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第11条 提供した指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

2 利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問、調査がある場合は、協力するとともに指導・助言に対し必要な改善に努めるものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 センターは、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒まないこととする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第13条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針の策定
- (2) 虐待防止検討委員会の設置及び開催
- (3) 虐待防止のための研修の実施

(身体的拘束等の原則禁止)

第14条 センターは、指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 センターは、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(法令遵守に係る職員の責務)

第15条 職員は、地方公務員法第32条に規定の趣旨にのっとり、法令等を遵守し、常に適法かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(法令遵守に係る管理監督者の責務)

第16条 管理又は監督する地位にある職員は、その職責を自覚し、率先垂範して適法かつ公正な職務の遂行に努めるとともに、当該管理又は監督すべき職員の法令遵守の徹底に努め、その職務遂行について適切な指導及び監督をしなければならない。

(通報処理体制)

第 17 条 地域包括支援センター業務に関する、法令に違反する事実、適正な職務執行を妨げる事実その他通報により是正し、又は防止すべき事実があると思料されるもので実名による通報の処理については、「北九州市職員等からの公益通報に関する要綱」及び「北九州市労働者からの公益通報に関する要綱」により処理するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に研修及び避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(守秘義務)

第 19 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。